

令和8年5月21日  
山梨県選挙管理委員会  
書記長 小泉 友則  
(総務部市町村振興課長)  
電話 055-223-1423 (内線 2450)

報道関係者各位

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る一票較差の東京高等裁判所の判決について

令和8年2月8日に行われた衆議院小選挙区選出議員選挙における本県選挙管理委員会を被告とする選挙無効請求事件について、本日、東京高等裁判所の判決がありましたので、お知らせします。

- 1 主文
  - (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
  - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 2 山梨県選挙管理委員会委員長談話  
別添のとおり

担当:書記次長 西巻、書記 藤森  
電話:055(223)1829  
(内線8771、8772)

# 委員長談話

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙無効請求事件について、本日、東京高等裁判所において判決が言い渡された。

基本的には、われわれの主張が司法の場において認められたものと受け止めている。

山梨県選挙管理委員会としては、選挙が民主主義の根幹を成す重要な制度である点に鑑み、今後とも、選挙の管理執行に万全を期して参りたい。

令和8年5月21日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋